

議案第 1 3 3 号

甲賀市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
上記の議案を提出する。

令和 6 年 1 2 月 1 2 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴

甲賀市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

甲賀市コミュニティセンター条例（平成１６年甲賀市条例第７３号）の一部を次のように改正する。

第２条の表甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

甲賀市雲井コミュニティセンター	甲賀市信楽町牧１３７５番地１
-----------------	----------------

別表甲賀市鮎河コミュニティセンターの部大会議室の項中「４５０」を「５００」に、「９００」を「１，０００」に改め、同表甲賀市油日コミュニティセンターの部多目的室の項中「４００」を「５００」に、「８００」を「１，０００」に改め、同表甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンターの部研修室（１室につき）の項中「３００」を「４００」に、「６００」を「８００」に改め、同部会議室（１室につき）の項中「１５０」を「２００」に、「３００」を「４００」に改める。

付 則

１ この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

２ この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料（利用料金を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

甲賀市コミュニティセンター条例新旧対照表

改正案	現行																																		
(名称及び位置) 第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンター</td><td>甲賀市甲南町希望ヶ丘1丁目3番地4</td></tr><tr><td>甲賀市雲井コミュニティセンター</td><td>甲賀市信楽町牧1375番地1</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> (使用料) 第11条 コミュニティセンターの使用料は、別表のとおりとする。 (利用料金) 第17条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 別表 (第11条関係) <table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th colspan="2">1時間当たり金額 (円)</th></tr><tr><th>市内</th><th>市外</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置	(略)		甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンター	甲賀市甲南町希望ヶ丘1丁目3番地4	甲賀市雲井コミュニティセンター	甲賀市信楽町牧1375番地1	(略)		施設名	1時間当たり金額 (円)		市内	市外				(名称及び位置) 第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンター</td><td>甲賀市甲南町希望ヶ丘1丁目3番地4</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table> (使用料) 第11条 コミュニティセンターの使用料は、別表のとおりとする。 (利用料金) 第17条 前条第1項の規定により、指定管理者に管理業務を行わせる場合における利用料金の額は、別表の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。 別表第1 (第11条関係) <table><tr><th rowspan="2">施設名</th><th colspan="2">1時間当たり金額 (円)</th></tr><tr><th>市内</th><th>市外</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	名称	位置	(略)		甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンター	甲賀市甲南町希望ヶ丘1丁目3番地4	(略)		施設名	1時間当たり金額 (円)		市内	市外			
名称	位置																																		
(略)																																			
甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンター	甲賀市甲南町希望ヶ丘1丁目3番地4																																		
甲賀市雲井コミュニティセンター	甲賀市信楽町牧1375番地1																																		
(略)																																			
施設名	1時間当たり金額 (円)																																		
	市内	市外																																	
名称	位置																																		
(略)																																			
甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンター	甲賀市甲南町希望ヶ丘1丁目3番地4																																		
(略)																																			
施設名	1時間当たり金額 (円)																																		
	市内	市外																																	

(略)			
甲賀市鮎河コミュニティセンター	(略)		
	大会議室	500	1,000
(略)			
甲賀市油日コミュニティセンター	多目的室	500	1,000
	(略)		
(略)			
甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンター	研修室(1室につき)	400	800
	会議室(1室につき)	200	400
(略)			

備考

1～4 (略)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に納付される使用料(利用料金を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

(略)			
甲賀市鮎河コミュニティセンター	(略)		
	大会議室	450	900
(略)			
甲賀市油日コミュニティセンター	多目的室	400	800
	(略)		
(略)			
甲賀市希望ヶ丘コミュニティセンター	研修室(1室につき)	300	600
	会議室(1室につき)	150	300
(略)			

備考

1～4 (略)